

○飯塚市協働のまちづくり応援補助金交付要綱

令和2年4月3日

飯塚市告示第118号

改正 R5-108

(趣旨)

第1条 市民活動団体及び地域活動団体が実施する不特定かつ多数のものの利益となる先駆的なまちづくり事業に要する経費について、市民活動の活性化及び市民自身の手による地域に密着した公共サービスの充実を図ることを目的として交付する、飯塚市協働のまちづくり応援補助金(以下「補助金」という。)については、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において使用する用語の意義は、飯塚市協働のまちづくり推進条例(令和2年飯塚市条例第31号)の例による。

(対象団体)

第3条 補助の対象となる団体(以下「対象団体」という。)は、次の各号のすべてに該当するものでなければならない。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 規約又は会則を持ち、かつ、活動が継続的に行われる団体
- (2) 飯塚市内に活動拠点を有し、かつ、主たる活動区域が市内にある団体
- (3) 原則として5人以上で構成されている団体
- (4) 団体の意思を代表する者及び団体の意思を執行する組織が確立している団体

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、補助の対象としない。

- (1) 未成年者のみで構成される団体
- (2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)並びに暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)を構成員に含む団体及び次に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの。

ア 暴力団員が実質的に運営しているもの

イ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し又は使用しているもの

ウ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与しているもの
(対象事業)

第4条 補助の対象となる事業(以下「対象事業」という。)は、対象団体が行い、かつ、その内容がその目的を達成するために適当であると市長が認めた事業であって、次の各号に掲げる区分によるものとする。

- (1) テーマ事業 市民活動団体が実施する事業
- (2) コミュニティ事業 地域活動団体が実施する事業
- (3) コラボ事業 対象団体間で協働して実施する事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助の対象としない。

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 政治又は宗教に関する活動を主たる目的とする事業
- (3) 公共の利益を害する行為をするおそれのあるものの行う事業
- (4) 国、地方公共団体又は民間からの制度的補助等を受ける事業

(対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「対象経費」という。)は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、次の各号のとおりとする。

- (1) テーマ事業 対象経費の4分の3以内とし、15万円を上限とする。ただし、先駆的な事業については20万円を上限とする。
- (2) コミュニティ事業 対象経費の4分の3以内とし、15万円を上限とする。ただし、先駆的な事業については20万円を上限とする。
- (3) コラボ事業 対象経費の4分の3以内とし、30万円を上限とする。

(R5-108一改)

2 前項の規定にかかわらず、対象事業に係る収益等がある場合は、対象経費から当該収益等の額を控除した額又は前項の規定により算出した額のいずれか低い額を補助金の額とする。

3 前2項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(交付回数)

第7条 補助金の交付の回数は、同一団体(団体の構成員、代表者等から同一のものと認められる団体を含む。)につき同一年度当たり1回とする。

2 複数年にわたり継続して実施する事業については、3年を超えて補助金の交付を受けることができない。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、協働のまちづくり応援補助金交付申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業収支予算書
- (2) 団体概要調書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助内容の変更等)

第9条 補助金交付の決定を受けた団体が、当該申請の内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ協働のまちづくり応援補助金変更等交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業変更計画書
- (2) 事業変更収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請の全部又は一部の承認をするか否かを決定し、当該申請をした団体に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助金交付団体は、事業完了後30日を経過する日又は補助金の交付決定日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、協働のまちづくり応援補助金実績報告書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助制度の見直し)

第11条 市長は、一定期間ごとに、必要に応じて補助制度の見直しを行うものとする。

(様式)

第12条 この告示に定める様式は、別に定める。

(補則)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(令和5年3月30日 告示第108号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

対象経費

区分	経費の種類
報償費	講師等謝金、調査・研究の報償など
旅費	交通費、通行料など
需用費	図書費、文具類購入費、印刷製本費など
役務費	郵便料、通信料、保険料など
委託料	警備委託料、催物等会場設営委託料など
使用料	会場使用料、レンタル器機、レンタル物品など
その他の経費	市長が必要と認める経費